(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　タンザニア連合共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がアフリカ開発銀行、アフリカ開発基金及びＪＩＣＡによるアフリカのための協調融資促進制度の実施のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　タンザニア連合共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してタンザニア連合共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためタンザニア連合共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　タンザニア連合共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してタンザニア連合共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してタンザニア連合共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してタンザニア連合共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者又は請負業者として活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してタンザニア連合共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　タンザニア連合共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びタンザニア連合共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　タンザニア連合共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をタンザニア連合共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年四月八日にダルエスサラームで

タンザニア連合共和国駐在

日本国特命全権大使　岡田眞樹

タンザニア連合共和国財務大臣

ウィリアム・アウグスタオ・ムギムワ閣下

（タンザニア側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をタンザニア連合共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年四月八日にダルエスサラームで

タンザニア連合共和国財務大臣

ウィリアム・アウグスタオ・ムギムワ

タンザニア連合共和国駐在

日本国特命全権大使　岡田眞樹閣下

○外務省告示第百五十三号

平成二十五年三月二十一日にディリで、モラ橋護岸計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が東ティモール民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　モラ橋護岸計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二千六百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年七月三十一日まで

4　署名者

日本側　花田吉隆在東ティモール大使

東ティモール側　ロベルト・サルメント・デ・オリヴェイラ・ソアレスＡＳＥＡＮ担当国務長官

平成二十五年四月十八日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省・農林水産省告示第十二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第二十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月十八日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　林　芳正

一中「年一分一厘」を「年九厘」に、「年一分二厘五毛」を「年一分五毛」に、「年二分二厘五毛」を「年二分五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年三厘五毛
八年を超え九年以下	年四厘五毛
九年を超え十一年以下	年五厘五毛
十一年を超え十三年以下	年六厘五毛
十三年を超え十五年以下	年七厘五毛
十五年を超え十六年以下	年八厘五毛
十六年を超え二十五年以下	年九厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年三厘五毛
八年を超え九年以下	年四厘五毛
九年を超え十一年以下	年五厘五毛
十一年を超え十三年以下	年六厘五毛
十三年を超え十五年以下	年七厘五毛
十五年を超え十六年以下	年八厘五毛
十六年を超え三十五年以下	年九厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十三号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月十八日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　林　芳正

「年二・三五パーセント」を「年二・一五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。